

佐久穂町地域おこし協力隊募集要領

佐久穂町は長野県の東部に位置し、人口約 11,500 人、お互いの顔が見えるちょうどよい田舎町です。自動車・電車でのアクセスも便利で、東京から約 2 時間半の場所にありません。

自然環境に恵まれており、西は北八ヶ岳や八千穂高原、東は茂来山や古谷溪谷、そして町の中心を千曲川が流れています。

年平均気温は 10 度前後で、年間を通して寒暖の差が大きい内陸性の気候です。日照時間が長く、低温少雨なため、夏は湿度が少なく爽やかで、冬は空気が澄み渡り、雪も少なく、厳しい寒さを除けば過ごしやすい気候です。

また、大自然の恩恵を受け、北八ヶ岳からの豊富な湧水と寒暖の差から、美味しい水、野菜、果物、魚、肉、日本酒、牛乳、醤油など食卓を豊かにする「うまいもん」が育まれています。新規就農者など移住者も増えつつあり、やりたいことを実現・応援する仲間、面白い人が集まり、新しい取り組みが生まれています。

このように大自然に囲まれた豊かな暮らしと人に出会えるまちで、一緒に「未来のふるさと」を創る活動をしてみませんか。

1. 業務の概要

酪農振興に関する活動

2. 業務内容

➤ 酪農ヘルパーに関する業務

八千穂 TMR センターで酪農に関する基本的な知識や、技術を習得し、その後酪農ヘルパーを中心とした酪農振興を行ってまいります。

➤ 酪農技術指導に関する業務

酪農家の技術指導や食品残さ粕（エコフィード）の飼料化、適切な糞尿処理による良質堆肥の作成指導等の技術指導を行ってまいります。

➤ 任務終了後

酪農関係業務での起業、八千穂 TMR センター等での就職、酪農での起業または後継者等を選択していただけます。

「TMR」…Total Mixed Ration の頭文字で、栄養を考えながら配合された牛のえさのことです。「完全飼料」、「混合飼料」などと呼ばれています。

3. 募集人員 若干名

4. 応募資格

▶ 要件（以下の内容を満たしていること）

- ① 酪農ヘルパーに関する業務については、年齢が18歳以上45歳以下の方。
(令和2年4月1日現在)

酪農技術指導に関する業務については、年齢制限はありません。

- ② 酪農技術指導に関する業務については、酪農に関する業務に10年以上携わっている方

- ③ 三大都市圏、都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から生活の拠点を佐久穂町へ移し、住民票を異動することができる方

「3大都市圏、都市地域」…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全域

- ④ 酪農に対する強い熱意があり、酪農家と協力しながら精力的に活動できる方

- ⑤ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方

- ⑥ 普通自動車運転免許を取得している方

- ⑦ 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処された者

五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊する事を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

▶ 参考事項（任務に役立つと思われること）※必須要件ではありません

酪農ヘルパー業務に必要な資格（中型車運転免許、小型クレーン、玉かけ、大型特殊、けん引、フォークリフト）を有していることが望ましいですが、雇用契約期間中にも取得が可能です。

5. 隊員の採用

- 応募資格を満たす方の中から、佐久穂町のパートタイム会計年度任用職員として採用します。なお、町長が、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用契約期間中であっても解任することがあります。

6. 雇用契約期間

- 任務開始日から1年間を最初の雇用契約期間とします。(最長で3年間まで延長することができます。)

7. 報償費

- 隊員の報酬は、月額166,600円とします。
※賞与及び通勤手当は支給されますが、退職手当等はありません。

8. 福利厚生

- 隊員の活動に必要な車両(自動車等)は、原則として隊員が用意するものとします。
- 隊員の活動用の燃料費、消耗品費、旅費、データ通信端末及び通信料等の活動経費は町が予算の範囲内で負担します。
- 酪農ヘルパー業務に必要な資格(中型車運転免許、小型クレーン、玉かけ、大型特殊、けん引、フォークリフト)は期間中の取得が可能です。
- 雇用契約期間中の住居は、町内にある町営住宅、又は民間アパート等に居住していただきます。雇用契約期間中の住居家賃は、予算の範囲内で町が負担します。
※転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。
※雇用保険、社会保険は佐久穂町役場で加入します。(掛け金負担あり)

9. 活動形態等

- 協力隊業務に従事する時間は、週37.5時間(1日7時間30分)を基本とします。
- 業務に従事する時間は午前、午後に分かれる等不規則な勤務となることがあります。
- 兼業は制限しておりません。起業に向けて準備を進めることができます。
- 希望すれば酪農等のアルバイト等も可能です。

10. 応募方法等

- 下記の書類を佐久穂町役場産業振興課農政係へ提出してください。

【提出書類】

- ✓ 指定応募用紙 様式第1号（写真添付、必ず携帯以外のメールアドレス（フリーメール可）を記入する）
- ✓ 住民票抄本
- ✓ 活動目標レポート※様式は任意とします。
レポート内容
 - ① 「地域おこし協力隊で活かしたい私の能力」
 - ② 「活動終了後、佐久穂町でどのように起業、就業したいか」※（①、②をそれぞれ提出してください。）
- ✓ 運転免許証（写）
※提出書類は返却しません。
※応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

1.1. 選考方法

- 第1次選考
書類による選考とし、先着順で選考をおこないます。
- 最終選考
酪農ヘルパーに従事していただく方には第1次選考合格者を対象に、1泊2日の酪農体験及び面接を行います。
酪農技術指導に従事していただく方には第1次選考合格者を対象に面接を行います。最終選考の日程等詳細については第1次選考の結果を通知する際に合格者へお知らせします。
なお、最終選考に要する交通費及び宿泊費は応募者の負担とします。
- 最終選考結果の報告
最終選考の結果は第1次選考者全員へ文書で通知します。
- 合格者説明会
規則等や任務の確認、住居案内、居住行政区へのあいさつ（区長）及び各課への紹介等を行います。合格者と日程調整の上、実施します。

お問い合わせ・申し込み先

担当：佐久穂町役場 産業振興課 農政係 担当：小澤・津金

住所：〒384-0798 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 164 番地

TEL：0267-88-2528 FAX：0267-88-3958

mail：nousei@town.sakuho.nagano.jp